

各 位

2021 年 4 月 21 日
SBI ホールディングス株式会社
SBI ファーマ株式会社

ネオファーマジャパン株式会社による
日本国内におけるサプリメント無断販売等につきまして

SBI ホールディングス株式会社の子会社で 5-アミノレブリン酸 (5-ALA) を利用した医薬品等の研究・開発を行っている SBI ファーマ株式会社 (本社: 東京都港区、代表取締役執行役員社長: 北尾吉孝、以下「SBI ファーマ」) は、ネオファーマジャパン株式会社 (以下「NPJ」といいます。) から 5-ALA リン酸塩の供給を受け、この 5-ALA リン酸塩を原料とするサプリメント (以下「ALA サプリ」といいます。) を製造して販売する形で、5-ALA 事業を展開しております。ALA サプリの国内販売については、SBI ファーマと NPJ との間で、SBI ファーマの販売ルートを通じて行う旨を内容とする契約を締結しております。

ところが、NPJ は、SBI ファーマに無断で NPJ 製造の ALA サプリの独自の国内販売を開始し、これに対する SBI ファーマからの再三の警告を無視して、直近では NPJ の自社サイトにおいても ALA サプリの国内販売を開始するに至りました。これは、SBI ファーマと NPJ の間の契約に明確に反するものです。

NPJ が、ALA サプリの無断販売という契約違反を現在においても継続し、SBI ファーマの損害が拡大を続けていることから、SBI ファーマは、やむを得ず、2021 年 3 月 17 日、NPJ による ALA サプリの無断販売に対する損害賠償を求めて、NPJ を被告として、東京地方裁判所に提訴しました。なお、当該提訴においては、併せて、令和 2 年 11 月 18 日に NPJ が SBI ファーマに供給すべき 5-ALA リン酸塩の供給を行わなかったため、その代金の返還を求める請求も行ってあります。

5-ALA リン酸塩等の製造拠点である NPJ の袋井工場につきましても、SBI グループ企業である SBI インキュベーション株式会社に対する NPJ の債務不履行に起因して、SBI インキュベーション株式会社が同工場を目的物とした抵当権の実行の申立てを行っております。



NPJ が製造した ALA サプリは、上記の背景事情に基づいて SBI ファーマと NPJ との間の契約に違反して販売されているものですので、ご購入者様におかれましては、充分にご留意いただけると幸いです。

SBI ファーマとしましては、今後とも 5-ALA の安定的な供給に基づく同事業の健全な継続のために最善を尽くして参ります。

以上

本プレスリリースに関するお問い合わせ先:

SBI ファーマ株式会社 info_ala@sbigroup.co.jp